

別表1 やり取り記録文書 (R3gu15、R5gu22)

		請求の趣旨	訴状請求の趣旨 1 項	訴状請求の趣旨 4 項		
		対象文書の記載 開示請求の略称	別紙1の3 本件開示請求3	別紙1の6 本件開示請求6		
		開示請求	R2.7.31付け請求 (甲19、乙3・厚労省)	R2.7.31付け請求 (甲25、乙8・文科省)		
		一部開示又は不開示決定	R2.9.1不開示 (甲20・厚労省)	R2.8.27不開示 (甲26・文科省)		
		処分の略称	本件処分3	本件処分6		
		処分書記載の理由の概要 (※…誤記であることに争いなし。)	事務処理上作成又は取得した事実はなく(※)、保有せず。			
		原告の主張の骨子	被告の主張の骨子	原告の主張の骨子 被告の主張の骨子		
やり取り記録文書	①	調達管理表(厚・乙43)	対象文書は、業者と生のやり取りが記載された文書に限定する趣旨ではなく、やりとりの結果や要点が記載された文書も含む。また調達管理表には業者とのやりとりや交渉経過が記載されていた。いずれにしても対象文書に当たる。【原準(3)p8～、原準(4)p3～】	対象文書は、行政庁が業者との間でやり取りした内容そのものが記載されたもの。調達管理表は契約の締結状況等を記録する目的で作成されたもので、業者とのやり取りの内容が記載されることは予定されておらず、実際の調達管理表(乙43)においても業者とのやり取りの内容に関する記載はない。よって、対象文書に当たらない。【被2準p3～、被7準p9～】	左欄の原告の主張と同旨(文科省が保有していれば)	厚労省内に設置された合同マスクチームにおいて作成・保存していた文書であるため、文科省は保有していない【被9準p3】。
	②	変更理由書(厚・乙41の1～9)	・対象文書は、業者と生のやり取りが記載された文書に限定する趣旨ではなく、やりとりの結果や要点が記載された文書も含む。また国の意思を決定するものとして作成されたものであり、対象文書に当たる。乙41の1～9にも「合意した」などの交渉の経緯の記載がある。文科省では決裁文書に添付されていた。いずれにしても対象文書に当たる。 ・興和R2.4.3変更は大幅値下げであり、合同チームの担当者間で共有されていたはずで、変更理由書が存在する。【原準(3)p10～、p16～、原準(4)p4～】	・対象文書は、行政庁が業者との間でやり取りした内容そのものが記載されたもの。変更理由書は契約内容を変更する意思決定を省内で行うための決裁文書の一部であり、具体的なやり取りの内容そのものを記録したものではない。よって、対象文書に当たらない。 ・興和R2.4.3変更の変更理由書は作成されておらず、保有していない。【被2準p3～、被7準p11～】		
	③	「布マスク回収に関する経過が記載された文書」	対象文書は、国民からの回収を意味するものであり、回収の主体は国に限定しておらず業者によるものも当然含む。また変更理由書には、異物混入問題や回収等について業者と協議等した旨の記載があり、会計検査院の報告でも、厚労省が業者の負担において交換等行わせていたとされる。厚労省と業者との間で、不良品マスクの回収等の協議等に関する経過の文書が存在する。【原準(3)p12～、原準(4)p5～】	「回収…について御庁が業者との間でやり取りした内容を記録した文書」とは、厚労省が主体となり、一度配布を行った布製マスクを手元に取り戻す意味での回収について、厚労省が業者との間でやり取りした内容を記録した文書を指す。厚労省は、業者との間で上記「回収」に関する調整等を行った事実はなく、回収について業者との間でやり取りした内容を記載した文書の作成、取得はない。【被1準p19、被7準p13～】	左欄の原告の主張と同旨	左欄の被告の主張と同旨
	④	「打合せ記録(いわゆる応接録)」	業者が厚労省を訪れ、メールを送信するなどし、交渉ややり取りをしていた。情報共有のため打合せ記録が作成されているはず。被告は、打合せ記録作成に関する一般論を述べるのみで、当該打合せの有無、打合せ記録(応接録)が存在するかどうかについて認否も、具体的主張もしない。【原準(3)p14～、原準(4)p7～】	応接録を作成することが義務付けられているのは、打合せが政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす場合に限られ、応接録を作成しないことも当然にあり得る。原告は打ち合わせを行う場合に必然的に応接録が作成されることを前提としており、前提に誤りがある。【被1準p19、被7準p14～】	左欄の原告の主張と同旨	左欄の被告の主張と同旨
	⑤	「興和(株)に対し契約不適合責任(いわゆる瑕疵担保責任)免除特約を付した経緯が記載された文書」	政府の物品調達における例外的な措置・条項であり、検討状況が文書に残されていたはず。会計検査院による聴取への対応状況からも文書が存在する。【原準(3)p15～、原準(4)p7～】	業者との協議内容を文書として記録するかどうかは、当該協議が政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼすものと判断されるかによる。契約内容が国の会計法規に反するものでなく、債務不履行責任まで免除するものではない以上、布製マスク配布事業の実施方針等に影響を及ぼすものではないため、その経緯を記載した文書を作成しなかったとしても不自然ではない。【被1準p19、被7準p15～】	左欄の原告の主張と同旨	左欄の被告の主張と同旨
	⑥	「興和(株)との大幅「値下げ」に関する経緯記載文書」	興和R2.4.3変更は大幅値下げであり、合同マスクチーム担当者間で共有されていたはずで、その経緯が記載された文書が存在する。【原準(3)p16～、原準(4)p8～】	値下げをすること自体、合同マスクチームの調達担当者全員において把握すべき事項ではなく、担当者間において口頭で情報共有され、文書が作成されないということも十分に考えられる。文書により共有されていたはずという憶測にすぎない。【被1準p19、被7準p17～】		
	A	①～⑥以外の、布マスクの購入等に関し、価格や数量、納品時期、方法等について、業者との交渉等の経過について記録として残した文書・電磁的記録	公文書管理法4条及び各省の文書管理規則において、契約締結経緯について文書の作成・保存が義務付けられていること、アベノマスクに関しては、官房長官や厚生労働大臣の記者会見や国会答弁において、業者へ発注した経緯等について発言や答弁がされていることなどからすると、各業者との交渉・発注経過に関する文書を各省において作成・保存していないことはあり得ない。【原訴状p12～、原準書(3)p6～】	布製マスク配布事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録に当たるものとして、見積書、配布計画、調達管理表、契約書、変更契約書及び納品書が作成・保存されていた。これら以外に対象となる文書・電磁的記録はない。【被準書(7)8頁】	左欄の原告の主張と同旨	左欄の被告の主張と同旨

事実と異なる理由 …違法行為②

別表2 購入やり取り文書 (R3gu15、R5gu22)

請求の趣旨		訴状請求の趣旨 2 項		訴状請求の趣旨 3 項		取消訴訟なし		訴状請求の趣旨 5 項	
対象文書の記載 開示請求の略称		別紙1の1 本件開示請求1		別紙1の2 本件開示請求2 （「その後の分」）		別紙1の4 本件開示請求4		別紙1の5 本件開示請求5 （「その後の分」）	
開示請求		R2.4.28付け請求 （甲51、乙1・厚労省）		R2.7.28付け請求 （甲22、乙2・厚労省）		R2.5.11付け請求 （甲27、乙6・文科省）		R2.7.28付け請求 （甲28、乙7・文科省）	
一部開示又は不開示決定		R2.8.27一部開示 （甲23の1及び2・厚労省）		R2.9.29一部開示 （甲24・厚労省） 本件処分2		R2.7.13一部開示 （甲29・文科省） 本件処分4		R2.9.28一部開示 （甲30・文科省） 本件処分5	
処分の略称		併せて本件処分1		5条1号,2号,4号,6号 事務処理上作成又は取得した事実はなく（※）、保有せず。				5条1号,2号,4号,6号	
処分書記載の理由の概要 （※…誤記であることに争いなし。）		5条2号,4号,6号 事務処理上作成又は取得した事実はなく（※）、保有せず。		5条1号,2号,4号,6号 事務処理上作成又は取得した事実はなく（※）、保有せず。				5条1号,2号,4号,6号	
		原告の主張の骨子		被告の主張の骨子		原告の主張の骨子		被告の主張の骨子	
購入やり取り文書の意義		購入やり取り文書は、布マスクの購入に関連して厚労省と業者との間でやり取りした文書、メール等を広く含むもの。被告のような対象文書の限定解釈は許されない。【原準(3) p18～】		購入やり取り文書は、厚労省の組織としての意思表示や意思決定が記載された文書のうち、布製マスクの購入契約締結から納品に至るまでの実質的な過程が分かるもの。【被5準 p9～】		左欄の原告の主張と同旨		左欄の被告の主張と同旨	
⑦ 「調達業者との間で送受信したメール及び添付文書」（ただし、文書⑧及び⑨を除く。）		・対象文書について、契約締結から納品に至るまでの実質的な過程が分かる文書といった限定解釈は誤り。また業者との交渉等のメールであり、契約締結や変更の意思決定に影響するもの。「1年未満文書」として都度廃棄すること自体不自然。廃棄により1通も残っていないのは虚偽である。【原準(3)p23～、原準(4)p12～】 ・メールのバックアップファイルは、「電磁的記録」として「行政文書」に該当する。【原準(5)p3～、(6)p2～】		・日常業務の一環として布製マスク調達業者とやり取りしたメールは、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」に該当しないため、「1年未満文書」（厚・文書管理規則15条6項6号）に当たり、都度廃棄していた。発見メール以外は、処分時は既に廃棄されていたところ、当時の状況からすれば何ら不自然ではない。【被1準p18～、被5準p11～、被7準p26～、p34～】 ・メールのバックアップファイルは、「電磁的記録」にも「行政文書」にも該当しない。【被9準p4～】		左欄の原告の主張と同旨		左欄の被告の主張と同旨	
⑧ 発見メール （職員甲及び職員乙が送受信したメール。ただし、サージカルマスクの調達に関するものを除く。）		発見メール（甲・乙職員のメール）は対象文書に当たる。対象文書について、契約締結から納品に至るまでの実質的な過程が分かる文書といった限定解釈は誤り。【原準(3)p28～、原準(4)p14～】		発見メールは、厚労省の組織としての意思表示等が記載された文書のうち、布製マスクの購入契約締結から納品に至るまでの実質的な過程が分かるものに該当しない。【被5準p26～、被6準、被7準p32～】		左欄の原告の主張と同旨		左欄の被告の主張と同旨	
⑨ 送付囑託に係る文書 （注文書、見積書、通関手続関係文書、生産体制文書、納入枚数文書、サンプル等の画像、マスク業者と検品業者間の発注書等）（甲37～43）		・注文書等が対象文書に当たることは明らか。対象文書について、契約締結から納品に至るまでの実質的な過程が分かる文書といった限定解釈は誤り。【原準(3)p23～、p38～】 ・本件文書⑦の原告の主張のとおり、廃棄により電子データが1通も残っていないのは虚偽である。 ・メールのバックアップファイルは、「電磁的記録」として「行政文書」に該当する。【原準(5)p3～、(6)p2～】		・業者の内部（事務）処理のための文書、参考資料又は通関手続業者間の文書等であり、いずれも厚労省の組織としての意思表示等が記載された文書のうち、布製マスクの購入契約から納品に至るまでの実質的な過程が分かるものに該当しない。 ・また、本件各不開示決定の時点において、厚労省がこれらの文書を行政文書として保有していたとは認められない。その電子データが一時的に保存されていたとしても、本件文書⑦の被告の主張のとおり、都度廃棄されていた。【被5準p27～、被7準p33～】 ・メールのバックアップファイルは、「電磁的記録」にも「行政文書」にも該当しない。【被9準p4～】		左欄の原告の主張と同旨		左欄の被告の主張と同旨	
⑩ 調達業者からの請求書（厚・乙16の1～17及び文・乙39の1～6）		対象文書を購入に関する「契約締結」に特定しているわけではなく、請求書等も対象文書に当たる。【原準(3) p31～】		請求書は、業者において、厚労省に対し、布製マスクの代金を請求するために作成・送付した書類であり、納品後に厚労省に送付された文書であるから、布製マスクの購入契約締結から納品に至るまでの実質的な過程が分かる文書に当たらない。【被1準p19、被5準p25～、p27～】		左欄の原告の主張と同旨		左欄の被告の主張と同旨	
⑪ 暴力団でないことの誓約書（厚・乙17の1～17）		対象文書を購入に関する「契約締結」に特定しているわけではなく、購入に際して業者から徴求した誓約書等も対象文書に当たる。【原準(3) p32～】		誓約書は警察庁との合意に基づいて提出を依頼したもので、布製マスクの購入契約締結から納品に至るまでの実質的な過程が分かる文書に当たらない。【被1準p19、被5準p26～】		左欄の原告の主張と同旨		左欄の被告の主張と同旨	
⑫ 検品検査基準（厚・乙18） （文・乙40・後日取得）		対象文書を購入に関する「契約締結」に特定しているわけではなく、購入に際して業者から徴求した誓約書等も対象文書に当たる。【原準(3)p32～】		検品検査基準は、国と検品業者との間の検品契約に関するもの。厚労省と布製マスク調達業者との間の布製マスクの購入契約に関するものではない。【被1準p19、被5準p26～、p27～】		左欄の原告の主張と同旨		左欄の被告の主張と同旨	

事実と異なる理由 ……違法行為②
再調査分 ……違法行為③